

令和5年4月24日 公告

夢洲域内コンテナ車待機場所舗装等工事

特記仕様書、図面、明細書及び積算基準関係資料の一部に記載誤りがありました。下記正誤表をご確認ください。

訂正箇所	誤	正
積算基準関係資料 第6号代価表 殻運搬処分(2)	<u>形状寸法：コンクリート殻(無筋)、コンクリート構造物とりこわし、機械積込、DID区間有、運搬距離8.5km以下</u>	<u>形状寸法：コンクリート殻(無筋)、コンクリート構造物とりこわし、機械積込、DID区間有、運搬距離5.7km以下</u>
明細書 第1-1号明細書 殻運搬処分(2)	<u>形状寸法：コンクリート殻(無筋)、コンクリート構造物とりこわし、機械積込、DID区間有、運搬距離8.5km以下</u>	<u>形状寸法：コンクリート殻(無筋)、コンクリート構造物とりこわし、機械積込、DID区間有、運搬距離5.7km以下</u>
特記仕様書 第2項1 撤去工 (3)	<u>本工事により発生する路盤材(スラグ)は、産業廃棄物処理業者(再資源化工場)で処理すること。</u>	<u>記載なし</u>



積算基準関係書類(代価公表資料)

(8800)

1位代価表

第 6号代価表

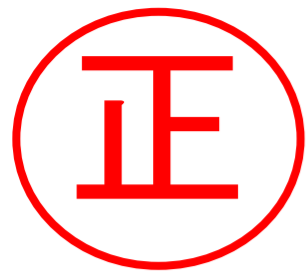
種別：撤去工

細別：殻運搬処分(2)

形状寸法：コンクリート殻(無筋)、コンクリート構造物ととりこわし、機械積込
DID区間有、**運搬距離8.5km以下**

1 m³ 当り

名称	形状寸法*積算要素	単位	数量	単価	金額	摘要
見分費	コンクリート殻(無筋)	m ³	1			
殻運搬(良好)	コンクリート(無筋)構造物ととりこわし 機械積込 有り 5.7 km以下 全ての費用	m ³	1			別紙摘要-0001
計						
単価						円/m ³



積算基準関係書類(代価公表資料)

(8800)

1位代価表

第 6号代価表

種 別：撤去工

細 別：殻運搬処分(2)

形状寸法：コンクリート殻(無筋)、コンクリート構造物とりこわし、機械積込
DID区間有、運搬距離5.7km以下

1 m³ 当り

名称	形状寸法*積算要素	単位	数量	単価	金額	摘 要
処分費	コンクリート殻(無筋)	m ³	1			
運搬費:良野	コンクリート(無筋)構造物とりこわし 機械積込 有り 5.7 km以下 全ての費用	m ³	1			別紙積算-0001
計						
単価						円/m ³





明細書

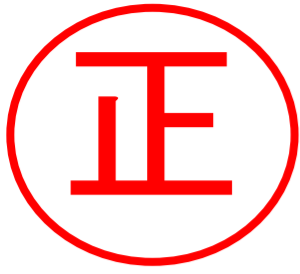
(8600)

第 1- 1号明細書

撤去工

種別	細別	形状寸法*積算要素	単位	数量	単価	金額	摘 要
撤去工	舗装板切断	717mm舗装板、舗装厚15cm以下	m	16			
撤去工	舗装板破碎	717mm舗装板、舗装厚15cm以下、障害物、騒音対策対策不要、積込作業有	m ²	124			
撤去工	歩車道境界 7'000撤去	再利用区分:処分、歩車道境界7'000・舗装境界7'000	m	39			
撤去工	横断防止柵 撤去	7'14x2100x7'000埋込撤去、屋間、E'-A2式・B'初式支柱間隔2m、時間の制約無	m	31			
撤去工	搬運機処分 (1)	717mm外装、舗装板破碎、機械積込(騒音対策不要、舗装厚15cm以下)、BID区間有、運搬距離10.5km以下	m ³	3.7			
撤去工	搬運機処分 (2)	コンクリート製(無筋)、コンクリート構造物と置き、機械積込BID区間有、運搬距離8.5km以下	m ³	4.2			
撤去工	コンクリート運搬 処分	B2、現場発生品運搬1回、7'000設置付2t級2t品、片運搬距離14.0km以下、積載質量0.3t超0.5t/回以下	式	1			
撤去工	除草及び収集 運搬機処分費	1150m ² 機械除草(履掛式)・除草・積込運搬含む、一般廃棄物 1150kg	式	1			
	計						





明細書

(8600)

第 1- 1号明細書

撤去工

種別	細別	形状寸法*積算要素	単位	数量	単価	金額	摘要
撤去工	舗装板切断	7x7x4舗装板、舗装厚15cm以下	m	16			
撤去工	舗装板破砕	7x7x4舗装板、舗装厚15cm以下、騒音無、騒音振動対策不要、積込作業有	m ²	124			
撤去工	歩車道境界ブロック撤去	再利用区分:区分、歩車道境界ブロック・舗装境界ブロック	m	39			
撤去工	積断防止柵撤去	ブロックコンクリートブロック積込撤去、柱間、L型・H型・V型支柱間隔2m、時間的制約無	m	31			
撤去工	般運搬処分(1)	7x7x4舗装、舗装板破砕、機械積込(騒音対策不要、舗装厚15cm以下)、DID区間有、運搬距離10.5km以下	m ³	3.7			
撤去工	般運搬処分(2)	ブロック一般(無筋)、ブロック構造物とりこわし、機械積込DID区間有、運搬距離5.7km以下	m ³	4.2			
撤去工	ブロック運搬処分	H2、現場発生品運搬1回、ブロック運搬付2t積2t吊、片道運搬距離14.0km以下、積込質量0.3t超0.5t/回以下	式	1			
撤去工	除草及び収集運搬処分費	11500m ² 機械除草(肩掛式)-草草・積込運搬含む、一般廃棄物・1150kg	式	1			
	計						





特記仕様書

特 記 仕 様 書

第 1 項 総 則

1 一般事項

「大阪港港湾工事共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）の入手方法については、大阪港湾局ホームページ「設計図書（仕様書）等の入手方法について」

<https://www.city.osaka.lg.jp/port/page/0000087705.html>）を参照すること。

なお、本工事施工に関する材料、施工方法、施工管理基準等については、本市建設局「工事共通請負仕様書（道路・河川土木工事編）」（令和3年3月及び令和4年4月一部改訂 大阪市建設局）を適用するものとし、共通仕様書の入手方法については、本市建設局ホームページ「設計図書（仕様書）等の入手方法等について」

<https://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000018864.html>）を参照すること。

第 2 項 工 事

1 撤去工

- 1) 撤去に際しては、既設構造物に損傷を与えないよう十分注意して施工すること。なお万一、既設構造物への損害を発生させた場合は、受注者の負担により補修等を行うこと。
- 2) 本工事により発生するアスファルト殻・コンクリート殻は径 30cm 以下に破砕し、産業廃棄物処理業者（再資源化工場）で処理すること。
- 3) 本工事により発生する路盤材（スラグ）は、産業廃棄物処理業者（再資源化工場）で処理すること。

4) 舗装の切断作業時に発生する排水処理について

舗装版等のカッター切断作業時に発生する排水の処理については、産業廃棄物の汚泥として「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等関係法令に基づき適切に回収・処理しなければならない。なお、処理の方法等については、監督職員と協議するものとし、設計変更協議の対象とする。

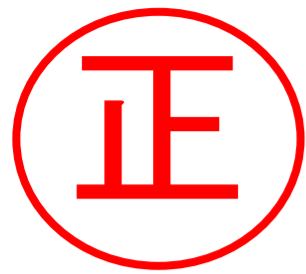
5) 建設副産物の処分について

本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）（平成12年法律第104号）に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

- 6) 本工事により発生する鋼材は全て自由処分とする。なお、スクラップ控除額については、間接工事費等の対象外とする。

2 土工

- 1) 施工に先立ち、事前測量を実施し、監督職員に報告すること。なお、測量結果に基づき、設計変更を行うことがある。



特記仕様書

特 記 仕 様 書

第 1 項 総 則

1 一般事項

「大阪港港湾工事共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）の入手方法については、大阪港湾局ホームページ「設計図書（仕様書）等の入手方法について」

<https://www.city.osaka.lg.jp/port/page/0000087705.html>）を参照すること。

なお、本工事施工に関する材料、施工方法、施工管理基準等については、本市建設局「工事共通請負仕様書（道路・河川土木工事編）」（令和3年3月及び令和4年4月一部改訂 大阪市建設局）を適用するものとし、共通仕様書の入手方法については、本市建設局ホームページ「設計図書（仕様書）等の入手方法等について」

<https://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000018864.html>）を参照すること。

第 2 項 工 事

1 撤去工

- 1) 撤去に際しては、既設構造物に損傷を与えないよう十分注意して施工すること。なお万一、既設構造物への損害を発生させた場合は、受注者の負担により補修等を行うこと。
- 2) 本工事により発生するアスファルト殻・コンクリート殻は径 30cm 以下に破砕し、産業廃棄物処理業者（再資源化工場）で処理すること。
- 3) 舗装の切断作業時に発生する排水処理について
舗装版等のカッター切断作業時に発生する排水の処理については、産業廃棄物の汚泥として「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等関係法令に基づき適切に回収・処理しなければならない。なお、処理の方法等については、監督職員と協議するものとし、設計変更協議の対象とする。
- 4) 建設副産物の処分について
本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）（平成12年法律第104号）に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。
- 5) 本工事により発生する鋼材は全て自由処分とする。なお、スクラップ控除額については、間接工事費等の対象外とする。

2 土工

- 1) 施工に先立ち、事前測量を実施し、監督職員に報告すること。なお、測量結果に基づき、設計変更を行うことがある。